「対面面会」について

1 対象者

「対面面会」を予約するには、(1)面会にいらっしゃる方と(2)入所者の両者が、以下の要件を満たしていることが必要です。

事前に対面面会を申込みいただいていても、当日に両者が以下の要件を満たさなかった場合は、オンライン面会に変更させていただくことがあります。

(1) 面会者の要件

以下の①~④の全てにあてはまる方

- ☑ ①新型コロナウイルスワクチン2回接種済みで、かつ2週間以上経過していることが解る「ワクチン接種済証」を持っている。または面会前48時間以内の「陰性証明書」を持っている。
- ☑ ②「面会前健康確認票(別紙2)」にすべて記載し、面会当日に職員に提示する。
- ☑ ③面会日の前2週間の体調不良がない(②の「面会前健康確認票」で確認します)
- ☑ ④同居や勤務先等の近しい人に「新型コロナウイルス感染の陽性者」や「濃厚接触者」がいない。

(2) 入所者の要件

以下の①~④の全てにあてはまる方(ご不明な場合は総合相談室にお問い合わせ下さい)

- ☑ ①新型コロナウイルスワクチン2回接種済みで、かつ2週間以上経過している。
- ☑ ②面会日前 2週間の体調が安定している。
- ☑ ③面会日前3日間外出していない。
- ☑ ④同じ階の他の利用者に、感染症に類似する症状が発生していない。

3 人数・時間・場所

- ・面会室に同時に入れる面会者は、原則 $1\sim2$ 名です。(オンライン面会と同じです)
- 利用時間は10分間程度です。(オンライン面会と同じです)
- ・介護老人保健施設は1階の理美容室、診療所病床は3階食堂で行います。

□裏面にも記載があります

4 持ち物

1	「ワクチン接種済証」	お手元にない場合は、自治体にお問合せ下さい。
	または「陰性証明書」	「陰性証明書」の発行が可能な機関で検査して下さい。
2	「別紙2面会前健康確認票」	同封した「別紙2」をコピーしてお使いになるか、当財
		団ホームページからダウンロードしてお使いください。
3	対面面会専用の	着用しているマスクの他に、未使用のマスクもご用意下
	「不織布マスク」	さい。ウレタンマスク、布マスクは感染防止効果が低い
		ため、ご遠慮ください。

5 面会方法

① 事前に、電話で予約をする。

既にオンライン面会をご予約済みの方は、お電話で「対面面会に変更する」とお申し込み下さい。(事前のお電話がない場合は、オンライン面会となります)

- ② 面会当日に、必要書類を提示する。
 - 1階の総合相談室で必要書類を提示して、受付を済ませて下さい。(必要書類の提示がない、体温の記載がない、体温が37.5度以上の日があった等の場合は、オンライン面会となります)
- ③ 面会室に移動します。

ビニールカーテンを挟んでの面会となります。

面会者と利用者の両者とも常時マスクを着用し、飲食及び接触は自粛していただきます。

6 その他

- ・ 緊急事態宣言の発令やその他感染症の感染状況により、予告なく対面面会を中止させていただくことがあります。
- ・ 個室利用中であっても、個室での面会は出来ません。

新型コロナウイルスワクチン予防接種済証について

新型コロナウイルスのワクチンを接種した方は、接種券に付属する「新型コロナウイルスワクチン予防接種済証」または、「新型コロナワクチン接種記録書」をもって、ワクチン接種の事実を示すことができます。

横浜市民の場合は、以下の様式になります。

予防接種済証

横浜市が送付した <u>新型コロナウイルスワクチン接種券</u>に付属しています



接種記録書

医療従事者の方及び職域接種の方



【ご注意】

書類には、以下の項目が記載されている必要があります。

①氏名 ②生年月日 ③住所 ④ワクチンの種類(回数別) ⑤接種年月日(回数別) ⑥メーカー/ロット(回数別)

「横浜市役所ホームページから抜粋」